

## 産業廃棄物最終処分場対策特別委員会 報告

(H21, 12, 1日開催)

産業廃棄物最終処分場対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

当委員会は、付託を受けております「産業廃棄物最終処分場諸問題の早期解決に向けた対策について」を審査するため、閉会中の12月1日に、市長、副市長、環境経済部長、上下水道事業所長及び関係職員の出席を求めて開催いたしました。

審査内容につきましては、まず、当局から前回委員会から今日までの経過報告があり、次に、環境副大臣・環境省による現場視察及び周辺住民との懇談会についての説明がありました。さらに県と周辺自治会連絡会との話合いの概要について説明がありました。

まず、委員から数多くの質疑・意見がありました。

主なものとして、

緊急対策詳細設計の中の緊急覆土については、二重の費用がいるのではないかと。覆土よりも恒久対策を一日も早くするよう県に働きかけることが重要である。との質問に対し、当局から、

今回の覆土は、あくまで緊急対策として県の単費で行うもの。本来は特措法により恒久対策として国の支援を受けて行うが、恒久対策には設計等、約3年程度の時間がかかるため、放置を回避するため単費で効果的に行うには、覆土が適当との判断である。市民から覆土の予算を変えてバリアー井戸にしては・・・との意見もあり、これについては今後、協議の中で決定されるだろうが、市としては一日も早く恒久対策を実施して頂きたい思いである。

との、答弁がありました。

また、処分場の調査を30メートルメッシュですべきで、汚染物のあるところの深さまで調査すべきと思うが。との質問に対し、当局は、

特措法の中では30メートルメッシュとなっており、少しでも詳細に調査することによって状態が明らかになるが、現場はいろんな形で投棄されて混在している。県は従業員等の証言を基に掘削しているが、更にそれを基に平面図上で把握する必要もあり県に求めている。との答弁がありました。

また、環境副大臣が現地を視察された際に、「県に対し積極的に助言する。」との発言をいただいたが、その内容について、助言するとはどういうことか、県に確認されたか？との質問に対し、当局から、県と環境省とは、現地視察以降やりとりをしていると聞いている。との答弁がありました。

一方、この問題は10年経過しており、水道水までは行っていないが、地下水の汚染が拡大しつつあるので市として早急な対策を求める必要がある。との意見に対し、当局から、

今後、具体的な議論が必要であり、市として県に言うべきことは伝えていく。また、市民におきまして意見をまとめていただくことが必要。

との答弁がありました。

この問題は刑事告発され供述書がある。県はその供述書を反映しているのか。有害物の撤去なしで恒久対策はあり得ない。浄化だけで無害化できないが、県の示す方策について市はどう考えているのか。

との質問に対し、当局から、

刑事告発の証言は、時期的に合わないところ等もあり、確実にここだとい

うことがあれば、市として、ケーシングの場所を増やす等、県に求めていく。また、「有害物」とはどういったものを指すのか、これから市民と具体的に議論が進んでいくものと考えている。有害物の除去について、市民のみなさまと協議する中で、いろいろな方法が見えてくると思っている。との答弁がありました。

県は供述書について、どのように評価しているのか。栗東市としてもこの証言はどのような位置付けなのか。との質問に対し、当局から、

この証言資料はごく最近に県から頂いたので、全てを評価するまでには至っていない状況にあるが、評価する必要はある。

県からの評価は具体的にもらっていないが、住民団体さんの聞き取り調査と、供述書は、ほぼ一致しており、今までの調査や証言を踏まえて詰めていく。との答弁がありました。

また、国は産業廃棄物最終処分場ではなく不法投棄の現場であるとの見解で、県は措置命令がかかっている所以処分場であるとして、見解が違っている。不法投棄現場として見るか否かでは、法律の適応が大きく違ってくるが県と国の認識の違いは、どのようなことなのか。

との質問に対し、当局から、

廃掃法に基づき、措置命令を行い、その後、最終処分場の許可を取り消した。これにより、廃掃法上の処分場ではなくなった。しかし、それまでにおこな行ってきた行為に対しては、廃掃法の適用下での行為であることから、廃掃法の措置命令に基づく履行がされなかったので、県が代執行する。この代執行の為の財政的支援として特措法を適用するといった流れである。

との答弁がありました。

また、委員から

①水で浄化した場合の水処理能力は。

②濾過装置で全ての重金属を含む有害物が除去できるのか。

③下水に放流する場合の基準は。

との質問に、当局から、

①流入水は、地下水・浸透水合わせて日量120トンの設計である。

②処理装置そのものが重金属除去となっており、処理後において下水道基準を満たしている。今後、下水道への接続となれば下水道基準に照らして十分見極めていく。

③下水道条例により重金属等、個々に詳細な定めがある。

との、答弁がありました。

更に、目詰まりしやすい濾過の管理については、管理人を常駐させるのか。との質問については、

県はPH計や電気伝導度計等により日常管理する説明があったが、常駐管理かどうかは聞いていない。との答弁がありました。

県の地下水調査の2カ所で、水銀が基準値の102倍で出ているが、県は土壌由来、市は処分場由来と言っている。県の認識はどうか、濾過後はどんな結果なのか？ との質問に対して当局から

場内で以前からの調査で水銀が確認されていることから、処分場の可能性があるとってきた。自然由来の可能性も否定はできないが、何れにしても、対策工の実施により、処分場由来かどうか、評価できることとなる。

なお、濾過後においては、検出されていない。との答弁がありました。

委員から、これ以上、処分場を何もしないで放置することは、大変憂慮すべきで、議論先行ではなく、何らかの施策を早急に着手すべきだ。済んだ事よりも、今、対策を打つことが大事である。

この問題は、県と地元の信頼関係を一刻も早く回復して前進させなければならぬ問題であると考えます。

県は市民の不安を払拭すべきで、市民の意見を踏まえ県計画だけで進む説明では、円滑に前進しない。市は県と市民の間に立って仕事をしてほしい。

また、現場の状況は余談を許さない状況と認識している。地下水の汚染を防止するため、対策を一刻も早く県にさせていただくように交渉して欲しい。

市民案は一定まとまってきている。汚染拡大にならないように、県市連絡協議会で安全性の確認をしていただきたい。

更に、色々な意見もあるが、まずは対策をしてから議論をすることが最優先されるべき問題であると考えます。      との意見がありました。

一刻も早く対策を講じるため、継続して審査をしてまいりたいと考えます。

これをもちまして、産業廃棄物最終処分場対策特別委員会の中間報告とさせていただきます。